

神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

名 前	役 職	区 分
岩本 知之	丸山中学校教員（生徒指導担当）	教員
小清水 収	神戸市立中学校 P T A連合会幹事	保護者
長澤 憲保	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授	学識経験者
日高 庸晴	宝塚大学看護学部教授	学識経験者
増田 香織	多聞東中学校教員（家庭科担当）	教員
増田 隆志	神戸市立小学校 P T A連合会会長	保護者
宮本 晃郎	神戸市立湊小学校校長	校長
柳田 竜一	神戸市立義務教育学校港島学園校長	校長

神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会開催要綱

令和元年 7 月 12 日
教育長決定

(趣旨)

第1条 神戸市立中学校の標準服に係る今後のあり方を検討するにあたり、生徒指導上の必要性や保護者の経済的負担の軽減、性的マイノリティへの配慮といった観点から幅広く意見を求める目的として、神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教員の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から、当該委嘱した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第5条 検討会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請する。

(会議の公開)

第6条 検討会は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 公開することにより公正かつ円滑な検討会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 検討会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、学校教育部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月12日より施行する。

神戸市有識者会議傍聴要綱

〔立成25年3月27日
市長決定〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、本市が行政運営上の参考とするため、有識者や市民代表等の参集を求め、個々の委員の意見を聴取し、又は意見を交換するために開催する会議であって、同一名称のもとに、同一者に、複数回、継続して参集を求める予定しているもの（以下「有識者会議」という。）のうち、公開する会議の傍聴に關し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付窓口に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付方法は、有識者会議を所管する局室区（以下「局室区」という。）において定める。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は、局室区において定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 駭ぎ立てないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、局室区の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 11 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第 12 条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、有識者会議の会長その他会議の進行をつかさどる者は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。